

東京都感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1から第4まで（現行のとおり）</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、86及び87に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症</p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断又は検案した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、86及び87に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により、本要綱の別記様式8から9、及び11から74を用いて、届出を行う。</p> <p>イ～オ （現行のとおり）</p> <p>2 全数把握対象の五類感染症（別表1の75、86及び87に掲げるものを除く。）</p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断又は検案した医師</p> <p>全数把握対象の五類感染症（別表1の75、86及び87に掲げるものを</p>	<p>第1から第4まで（略）</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症</p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断又は検案した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により、本要綱の別記様式8から9、及び11から74を用いて、届出を行う。</p> <p>イ～オ （略）</p> <p>2 全数把握対象の五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるものを除く。）</p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断又は検案した医師</p> <p>全数把握対象の五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの</p>

除く。)を届出基準に基づき診断した又は当該感染症により死亡した者(当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。)の死体を検案した医師は、7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により、国の定める届出基準の別記様式5-1から5-11、5-13から5-16、5-18から5-22、5-25並びに本要綱の別記様式10を用いて、届出を行う。

イ～エ (現行のとおり)

3 定点把握対象の五類感染症等

(1) (現行のとおり)

(2) 定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症等の発生状況を地域的に把握するため、東京都は次の点に留意し、関係医師会の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

(ア) 小児科定点

対象感染症のうち、別表1の89、90、92、93、99、103から105まで、107、112、115及び117までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、急性呼吸器感染症定点(別表1の89、90、91、92、94、98及び107の届出を行う定点医療機関をいう。以下同じ。)として協力するよう努めること。

(イ) 急性呼吸器感染症定点

を除く。)を届出基準に基づき診断した又は当該感染症により死亡した者(当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。)の死体を検案した医師は、7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により、国の定める届出基準の別記様式5-1から5-11、5-13から5-15、5-17から5-21、5-24並びに本要綱の別記様式10を用いて、届出を行う。

イ～エ (略)

3 定点把握対象の五類感染症等

(1) (略)

(2) 定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症等の発生状況を地域的に把握するため、東京都は次の点に留意し、関係医師会の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

(ア) 小児科定点

対象感染症のうち、別表1の88、89、91、92、98、102から104まで、106、112、115及び117までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、急性呼吸器感染症定点(別表1の88、89、90、91、93、97及び106の届出を行う定点医療機関をいう。以下同じ。)として協力するよう努めること。

(イ) 急性呼吸器感染症定点

対象感染症のうち、別表1の89、90、91、92、94、98及び107については、前記(ア)で選定した小児科定点のうち急性呼吸器感染症定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関(主として内科医療を提供しているもの)を内科定点として指定し、両者を合わせて急性呼吸器感染症定点とする。

(ウ) 眼科定点

対象感染症のうち、別表1の95及び111に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関(主として眼科医療を提供しているもの)を眼科定点として指定する。

(エ) 性感染症定点

対象感染症のうち、別表1の100から102まで、113及び116までに掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科(産婦人科系)、医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標ぼうする医療機関(主として各々の標ぼう科の医療を提供しているもの)を性感染症定点として指定する。

(オ) 基幹定点

対象感染症のうち、別表1の91及び98に掲げるもの(届出基準は急性呼吸器感染症定点と異なり、入院患者に限定される)、別表1の96、97、106、108から110まで及び114までに掲げるものについては、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院(小児科医療と内科医療を提供しているもの)を二次医療圏毎に1か所以上、基幹定点として指定する。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、東京都は次の点に留意し、関係医師会の協力を得て、病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染

対象感染症のうち、別表1の88、89、90、91、93、97及び106については、前記(ア)で選定した小児科定点のうち急性呼吸器感染症定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関(主として内科医療を提供しているもの)を内科定点として指定し、両者を合わせて急性呼吸器感染症定点とする。

(ウ) 眼科定点

対象感染症のうち、別表1の94及び111に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関(主として眼科医療を提供しているもの)を眼科定点として指定する。

(エ) 性感染症定点

対象感染症のうち、別表1の99から101まで、113及び116までに掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科(産婦人科系)、医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標ぼうする医療機関(主として各々の標ぼう科の医療を提供しているもの)を性感染症定点として指定する。

(オ) 基幹定点

対象感染症のうち、別表1の90及び97に掲げるもの(届出基準は急性呼吸器感染症定点と異なり、入院患者に限定される)、別表1の95、96、105、107から110まで及び114までに掲げるものについては、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院(小児科医療と内科医療を提供しているもの)を二次医療圏毎に1か所以上、基幹定点として指定する。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、東京都は次の点に留意し、関係医師会の協力を得て、病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体

症の発生状況を把握できるよう考慮する。

(ア) 医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定する。

(イ) アの(ア)により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点とし、別表1の89、90、92、93、99、103から105まで、107、112、115及び117までを対象感染症とする。

(ウ) アの(ア)及び(イ)により選定された患者定点の概ね10%を急性呼吸器感染症病原体定点とし、別表1の85、89、90、91、92、94、96、98、107及び108を対象感染症とする。また、急性呼吸器感染症病原体定点を、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。

(エ) アの(ウ)により選定された患者定点の中から眼科病原体定点を選定し、別表1の95及び111を対象感染症とする。

(オ) アの(エ)により選定された患者定点の中から性感染症病原体定点を選定し、別表1の100から102まで、113及び116を対象感染症とする。

(カ) アの(オ)により選定された患者定点の中から基幹病原体定点を選定し、別表1の91に掲げるインフルエンザ(入院患者に限る。)、別表1の96、97、106、108から110まで及び114までを対象感染症とする。

(3) 調査単位等

ア 患者情報

調査単位の期間等は、別表2のとおりとする。

なお、(2)のアの(イ)により選定された患者定点は、別表1の89、90、91、92、94、98及び107については、別に定める届出基準に一致する者として当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、別表1の91及び98については、疾病毎の患者数を届出ることとする。

の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

(ア) 医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定する。

(イ) アの(ア)により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点とし、別表1の88、89、91、92、98、102から104まで、106、112、115及び117までを対象感染症とする。

(ウ) アの(ア)及び(イ)により選定された患者定点の概ね10%を急性呼吸器感染症病原体定点とし、別表1の84、88、89、90、91、93、95、97、106及び107を対象感染症とする。また、急性呼吸器感染症病原体定点を、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。

(エ) アの(ウ)により選定された患者定点の中から眼科病原体定点を選定し、別表1の94及び111を対象感染症とする。

(オ) アの(エ)により選定された患者定点の中から性感染症病原体定点を選定し、別表1の99から101まで、113及び116を対象感染症とする。

(カ) アの(オ)により選定された患者定点の中から基幹病原体定点を選定し、別表1の90に掲げるインフルエンザ(入院患者に限る。)、別表1の95、96、105、107から110まで及び114までを対象感染症とする。

(3) 調査単位等

ア 患者情報

調査単位の期間等は、別表2のとおりとする。

なお、(2)のアの(イ)により選定された患者定点は、別表1の88、89、90、91、93、97及び106については、別に定める届出基準に一致する者として当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、別表1の90及び97については、疾病毎の患者数を届出ることとする。

また、(2) のアの (ア) により選定された小児科定点のうち、急性呼吸器感染症定点として協力する小児科定点は、別表1の89、90、92及び107について、小児科定点としての届出も必要である。

イ 病原体情報

(ア) 病原体情報のうち、(2) のイの (ウ) により選定された病原体定点に関するものについては、別表1の85、89、90、91、92、94、96、98、107及び108については、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とする。その他病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

(イ) (2) のイの (ウ) により選定された病原体定点に関するもののうち、別表1の98のゲノム解析については、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア (現行のとおり)

イ 病原体定点

(ア) 病原体定点として選定された医療機関は、必要に応じて病原体検査のために検体等を採取する。

(イ) 病原体定点は、検体等について、別記様式1の検査票を添付し、速やかに健康安全研究センターへ送付する。

(ウ) (2) のイの (イ) により選定された病原体定点においては、別表1の89、90、92、93、99、103から105まで、107、112、115及び117までの対象感染症のうち、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとする。

(エ) (2) のイの (ウ) により選定された病原体定点においては、(1) のアの (イ) により選定された患者定点にて探知された症例から採取し、調査単位ごとに、送付するものとする。検体の選定法については、原則、(2) のイの (ウ) により選定された病原体定点の営業日のうち、週はじめから数えて第2営業日に収集された、はじめの5検体を目標に提出するものとする。

また、(2) のアの (ア) により選定された小児科定点のうち、急性呼吸器感染症定点として協力する小児科定点は、別表1の88、89、91及び106について、小児科定点としての届出も必要である。

イ 病原体情報

(ア) 病原体情報のうち、(2) のイの (ウ) により選定された病原体定点に関するものについては、別表1の84、88、89、90、91、93、95、97、106及び107については、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とする。その他病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

(イ) (2) のイの (ウ) により選定された病原体定点に関するもののうち、別表1の97のゲノム解析については、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア (略)

イ 病原体定点

(ア) 病原体定点として選定された医療機関は、必要に応じて病原体検査のために検体等を採取する。

(イ) 病原体定点は、検体等について、別記様式1の検査票を添付し、速やかに健康安全研究センターへ送付する。

(ウ) (2) のイの (イ) により選定された病原体定点においては、別表1の88、89、91、92、98、102から104まで、106、112、115及び117までの対象感染症のうち、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとする。

(エ) (2) のイの (ウ) により選定された病原体定点においては、(1) のアの (イ) により選定された患者定点にて探知された症例から採取し、調査単位ごとに、送付するものとする。検体の選定法については、原則、(2) のイの (ウ) により選定された病原体定点の営業日のうち、週はじめから数えて第2営業日に収集された、はじめの5検体を目標に提出するものとする。

なお、別表2の9_8のゲノム解析で用いる検体は健康安全研究センターで選定するため、(2)のイの(ウ)により選定された病原体定点で区別し送付する必要は無い。

ウ～オ (現行のとおり)

4～6 (現行のとおり)

附 則

この実施要綱は、令和8年4月6日から施行する。

別表1

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び指定感染症
(現行のとおり)

なお、別表2の9_7のゲノム解析で用いる検体は健康安全研究センターで選定するため、(2)のイの(ウ)により選定された病原体定点で区別し送付する必要は無い。

ウ～オ (略)

4～6 (略)

附 則

(略)

別表1

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び指定感染症
(略)

2 五類感染症（全数把握）

	疾患名	届出対象者			届出方法			
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届出別	時期		
64	アメーバ赤痢	○	-	-	全数	7日以内		
65	ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)	○	-	-				
66	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	○	-	-				
67	急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎を除く。)	○	-	-				
68	急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)	○	-	-				
69	クリプトスポリジウム症	○	-	-				
70	クロイツフェルト・ヤコブ病	○	-	-				
71	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	-	-				
72	後天性免疫不全症候群	○	-	○				
73	ジアルジア症	○	-	-				
74	侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	-	-				
75	侵襲性髄膜炎菌感染症	○	-	-			全数	直ちに
76	侵襲性肺炎球菌感染症	○	-	-			全数	7日以内
77	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）	○	-	-				
78	先天性風しん症候群	○	-	-				
79	多剤耐性緑膿菌感染症	○	-	-				
80	梅毒	○	-	○				
81	播種性クリプトコックス症	○	-	-				
82	破傷風	○	-	-				
83	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	-	-				
84	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	-	-				
85	百日咳	○	-	-				
86	風しん	○	-	-	全数	直ちに		
87	麻疹	○	-	-	全数	直ちに		
88	薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	-	-				

3 新型インフルエンザ等感染症（現行のとおり）

2 五類感染症（全数把握）

	疾患名	届出対象者			届出方法			
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届出別	時期		
64	アメーバ赤痢	○	-	-	全数	7日以内		
65	ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)	○	-	-				
66	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	○	-	-				
67	急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎を除く。)	○	-	-				
68	急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)	○	-	-				
69	クリプトスポリジウム症	○	-	-				
70	クロイツフェルト・ヤコブ病	○	-	-				
71	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	-	-				
72	後天性免疫不全症候群	○	-	○				
73	ジアルジア症	○	-	-				
74	侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	-	-				
75	侵襲性髄膜炎菌感染症	○	-	-			全数	直ちに
76	侵襲性肺炎球菌感染症	○	-	-			全数	7日以内
77	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）	○	-	-				
78	先天性風しん症候群	○	-	-				
79	梅毒	○	-	○				
80	播種性クリプトコックス症	○	-	-				
81	破傷風	○	-	-				
82	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	-	-				
83	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	-	-				
84	百日咳	○	-	-				
85	風しん	○	-	-	全数	直ちに		
86	麻疹	○	-	-	全数	7日以内		
87	薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	-	-				

3 新型インフルエンザ等感染症（略）

4 五類感染症等（定点把握）

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届出種別(定点)	時期
89	RSウイルス感染症	○	—	—	別表2参照	
90	咽頭結膜熱	○	—	—		
91	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	○	—	—		
92	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	—	—		
93	感染性胃腸炎	○	—	—		
94	急性呼吸器感染症 (インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。)	○	—	—		
95	急性出血性結膜炎	○	—	—		
96	クラミジア肺炎(オウム病を除く。)	○	—	—		
97	細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)	○	—	—		
98	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)	○	—	—		
99	水痘	○	—	—		
100	性器クラミジア感染症	○	—	—		
101	性器ヘルペスウイルス感染症	○	—	—		
102	尖圭コンジローマ	○	—	—		
103	手足口病	○	—	—		
104	伝染性紅斑	○	—	—		
105	突発性発しん	○	—	—		
106	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	—	—		
107	ヘルパンギーナ	○	—	—		
108	マイコプラズマ肺炎	○	—	—		
109	無菌性髄膜炎	○	—	—		
110	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	—		
111	流行性角結膜炎	○	—	—		
112	流行性耳下腺炎	○	—	—		
113	淋菌感染症	○	—	—		
114	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る。)	○	—	—		
115	川崎病 (都単独)	○	—	—		
116	臍トリコモナス症 (都単独)	○	—	—		
117	不明発しん症 (都単独)	○	—	—		

4 五類感染症等（定点把握）

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届出種別(定点)	時期
88	RSウイルス感染症	○	—	—	別表2参照	
89	咽頭結膜熱	○	—	—		
90	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	○	—	—		
91	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	—	—		
92	感染性胃腸炎	○	—	—		
93	急性呼吸器感染症 (インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。)	○	—	—		
94	急性出血性結膜炎	○	—	—		
95	クラミジア肺炎(オウム病を除く。)	○	—	—		
96	細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)	○	—	—		
97	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)	○	—	—		
98	水痘	○	—	—		
99	性器クラミジア感染症	○	—	—		
100	性器ヘルペスウイルス感染症	○	—	—		
101	尖圭コンジローマ	○	—	—		
102	手足口病	○	—	—		
103	伝染性紅斑	○	—	—		
104	突発性発しん	○	—	—		
105	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	—	—		
106	ヘルパンギーナ	○	—	—		
107	マイコプラズマ肺炎	○	—	—		
108	無菌性髄膜炎	○	—	—		
109	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	—		
110	薬剤耐性緑膿菌感染症	○	—	—		
111	流行性角結膜炎	○	—	—		
112	流行性耳下腺炎	○	—	—		
113	淋菌感染症	○	—	—		
114	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る。)	○	—	—		
115	川崎病 (都単独)	○	—	—		
116	臍トリコモナス症 (都単独)	○	—	—		
117	不明発しん症 (都単独)	○	—	—		

5～6（現行のとおり）

別表 2

別表 2 五類感染症等（定点把握）の調査単位と報告時期			
定点種別	報告対象	調査単位（期間）	時期
小児科定点※	RSウイルス感染症	週単位 (月曜日から日曜日。以下同じ。)	次の月曜日
	咽頭結膜熱		
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎		
	感染性胃腸炎		
	水痘		
	手足口病		
	伝染性紅斑		
	突発性発しん		
	ヘルパンギーナ		
	流行性耳下腺炎		
	不明発しん症 (都単独)		
	川崎病 (都単独)		
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)		
新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)			
急性呼吸器感染症 以下の症例定義に該当するもの 「咳嗽(がいそう)、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁(びじゅう)、鼻閉(びへい)のいずれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例」			
内科定点※	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	週単位	次の月曜日
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)		
	急性呼吸器感染症 以下の症例定義に該当するもの 「咳嗽(がいそう)、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁(びじゅう)、鼻閉(びへい)のいずれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例」		
眼科定点	急性出血性結膜炎	週単位	次の月曜日
	流行性角結膜炎		
性感染症定点	性器クラミジア感染症	月単位	翌月初日
	性器ヘルペスウイルス感染症		
	尖圭コンジローマ		
	淋菌感染症		
	臈トリコモナス症 (都単独)		

5～6（略）

別表 2

別表 2 五類感染症等（定点把握）の調査単位と報告時期			
定点種別	報告対象	調査単位（期間）	時期
小児科定点※1	RSウイルス感染症	週単位 (月曜日から日曜日。以下同じ。)	次の月曜日
	咽頭結膜熱		
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎		
	感染性胃腸炎		
	水痘		
	手足口病		
	伝染性紅斑		
	突発性発しん		
	ヘルパンギーナ		
	流行性耳下腺炎		
	不明発しん症 (都単独)		
	川崎病 (都単独)		
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)		
新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)			
急性呼吸器感染症 以下の症例定義に該当するもの(※2の疾患を含む) 「咳嗽(がいそう)、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁(びじゅう)、鼻閉(びへい)のいずれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例」			
内科定点※1	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	週単位	次の月曜日
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)		
	急性呼吸器感染症 以下の症例定義に該当するもの(※2の疾患を含む) 「咳嗽(がいそう)、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁(びじゅう)、鼻閉(びへい)のいずれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例」		
眼科定点	急性出血性結膜炎	週単位	次の月曜日
	流行性角結膜炎		
性感染症定点	性器クラミジア感染症	月単位	翌月初日
	性器ヘルペスウイルス感染症		
	尖圭コンジローマ		
	淋菌感染症		
	臈トリコモナス症 (都単独)		

定点種別	疾患名	調査単位(期間)	時期
基幹定点	クラミジア肺炎（オウム病を除く）	週単位	次の月曜日
	感染性胃腸炎 （病原体がロタウイルスであるものに限る。）		
	細菌性髄膜炎 （インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く）		
	マイコプラズマ肺炎		
	無菌性髄膜炎		
	インフルエンザ （鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。入院患者のみ。）		
	新型コロナウイルス感染症 （病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。入院患者のみ。）		
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	月単位	翌月初日	
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症			

※小児科定点と内科定点を合わせて急性呼吸器感染症定点とする。

別表3（現行のとおり）

別記様式一覧（現行のとおり）

定点種別	疾患名	調査単位(期間)	時期
基幹定点	クラミジア肺炎（オウム病を除く）	週単位	次の月曜日
	感染性胃腸炎 （病原体がロタウイルスであるものに限る。）		
	細菌性髄膜炎 （インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く）		
	マイコプラズマ肺炎		
	無菌性髄膜炎		
	インフルエンザ （鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。入院患者のみ。）		
	新型コロナウイルス感染症 （病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。入院患者のみ。）		
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	月単位	翌月初日	
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症			
薬剤耐性緑膿菌感染症			

※1小児科定点と内科定点を合わせて急性呼吸器感染症定点とする。

別表3（略）

別記様式一覧（略）

別記様式 1

別記様式1									
感染症発生動向調査病原体定点検査票									
【医療機関記入欄】									
医療機関名		医師名		【患者報告】 月 日 ~ 月 日 分で報告					
患者報告を行った 該当する1種類の診断名にのみ○をつけてください。 (定点把握疾患の病原体の動向把握を目的とした検査です。下記の診断名・症例の疾患を対象としています) ※発生動向調査事業の趣旨をご説明いただき、本人等の同意をとったうえで、検体採取をお願いします。									
急性呼吸器感染症 (小児科・内科)	診断名	・RSウイルス感染症 ・咽頭結膜熱 ・A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 ・ヘルパンギーナ ・インフルエンザ (迅速診断キット検査結果: A型陽性 B型陽性 陰性) ・新型コロナウイルス感染症 ・その他[□ウイルス性 □細菌性]							
		・RSウイルス感染症 ・咽頭結膜熱 ・A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 ・感染性胃腸炎(□ウイルス性 □細菌性) ・水痘 ・手足口病 ・伝染性紅斑 ・突発性発しん ・ヘルパンギーナ ・流行性耳下腺炎 ・川崎病 ・不明発しん症							
小児科	診断名	・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・性器クラミジア感染症 ・性器ヘルペスウイルス感染症 ・尖圭コンジローマ ・淋菌感染症 ・臍トリコモナス症							
眼科	診断名	・クラミジア肺炎(オウム病を除く) ・感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスに限る) ・マイコプラズマ肺炎 ・細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因とするものを除く) ・無菌性髄膜炎 ・インフルエンザ ※入院患者のみ (迅速診断キット検査結果: A型陽性 B型陽性 陰性) ・ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症							
性感染症	診断名	・クラミジア肺炎(オウム病を除く) ・感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスに限る) ・マイコプラズマ肺炎 ・細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因とするものを除く) ・無菌性髄膜炎 ・インフルエンザ ※入院患者のみ (迅速診断キット検査結果: A型陽性 B型陽性 陰性) ・ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・薬剤耐性緑膿菌感染症							
基幹	診断名	・クラミジア肺炎(オウム病を除く) ・感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスに限る) ・マイコプラズマ肺炎 ・細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因とするものを除く) ・無菌性髄膜炎 ・インフルエンザ ※入院患者のみ (迅速診断キット検査結果: A型陽性 B型陽性 陰性) ・ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・薬剤耐性緑膿菌感染症							
ID (イニシャル)		居住地		区市町村					
発病日	年 月 日	検体採取日	年 月 日	性別	男・女	年齢	歳	カ月	
検体	・咽頭ぬぐい液、鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液、うがい液、鼻汁 ・便 ・直腸ぬぐい液 ・尿 ・皮膚病巣(水疱内容、痂皮、創傷) ・吐物 ・喀痰 ・気管吸引液 ・陰部尿道頭管擦過物/分泌物 ・結膜ぬぐい液(結膜擦過物、眼脂) ・血液(全血、血清、血漿) ・髄液 ・その他[]								
	・発熱(最高 ℃) ・咳嗽 ・口内・咽頭所見() ・頭痛 ・鼻汁 ・鼻閉 ・唾液腺腫脹、リンパ節腫脹(部位) ・発疹(丘疹、紅斑、バラ疹、水疱) ・胃腸炎(下痢、血便、嘔気、嘔吐、腹痛) ・上気道/下気道炎(咽頭炎、扁桃炎、肺炎、気管支炎) ・肝機能障害 ・黄疸 ・出血傾向※全身のもの ・筋肉痛、関節痛 ・腎機能障害 ・結膜炎、角膜炎、角結膜炎 ・神経系症状(脳炎、脳症、髄膜炎、意識障害) ・その他[] ・尿路生殖器症状(排尿時痛、かゆみ、腫、下腹部痛、コンジローマ)								
転帰	経過観察中、軽快、治癒、後遺症有り、死亡(原因)								
基礎疾患									
発生の状況	・散発 ・地域流行 ・家族内発生 ・集団発生(保育所、幼稚園、小学校、中学校、その他[])								
最近の海外渡航歴	国名	期間	年 月 日 ~	年 月 日					
ワクチン接種歴(当該疾患に係るもの)	(無、有、不明)	最近の接種年月日							
健安研への連絡事項	ワクチン名	年 月 日							
センター記入欄につき ここには記入しないでください。									
(1) 複写 1組6枚(医療機関用)									

別記様式 1

別記様式1									
感染症発生動向調査病原体定点検査票									
【医療機関記入欄】									
医療機関名		医師名		【患者報告】 月 日 ~ 月 日 分で報告					
患者報告を行った 該当する1種類の診断名にのみ○をつけてください。 (定点把握疾患の病原体の動向把握を目的とした検査です。下記の診断名・症例の疾患を対象としています) ※発生動向調査事業の趣旨をご説明いただき、本人等の同意をとったうえで、検体採取をお願いします。									
急性呼吸器感染症 (小児科・内科)	診断名	・RSウイルス感染症 ・咽頭結膜熱 ・A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 ・ヘルパンギーナ ・インフルエンザ (迅速診断キット検査結果: A型陽性 B型陽性 陰性) ・新型コロナウイルス感染症 ・その他[□ウイルス性 □細菌性]							
		・RSウイルス感染症 ・咽頭結膜熱 ・A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 ・感染性胃腸炎(□ウイルス性 □細菌性) ・水痘 ・手足口病 ・伝染性紅斑 ・突発性発しん ・ヘルパンギーナ ・流行性耳下腺炎 ・川崎病 ・不明発しん症							
小児科	診断名	・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・性器クラミジア感染症 ・性器ヘルペスウイルス感染症 ・尖圭コンジローマ ・淋菌感染症 ・臍トリコモナス症							
眼科	診断名	・クラミジア肺炎(オウム病を除く) ・感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスに限る) ・マイコプラズマ肺炎 ・細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因とするものを除く) ・無菌性髄膜炎 ・インフルエンザ ※入院患者のみ (迅速診断キット検査結果: A型陽性 B型陽性 陰性) ・ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・薬剤耐性緑膿菌感染症							
性感染症	診断名	・クラミジア肺炎(オウム病を除く) ・感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスに限る) ・マイコプラズマ肺炎 ・細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因とするものを除く) ・無菌性髄膜炎 ・インフルエンザ ※入院患者のみ (迅速診断キット検査結果: A型陽性 B型陽性 陰性) ・ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・薬剤耐性緑膿菌感染症							
基幹	診断名	・クラミジア肺炎(オウム病を除く) ・感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスに限る) ・マイコプラズマ肺炎 ・細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因とするものを除く) ・無菌性髄膜炎 ・インフルエンザ ※入院患者のみ (迅速診断キット検査結果: A型陽性 B型陽性 陰性) ・ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・薬剤耐性緑膿菌感染症							
ID (イニシャル)		居住地		区市町村					
発病日	年 月 日	検体採取日	年 月 日	性別	男・女	年齢	歳	カ月	
検体	・咽頭ぬぐい液、鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液、うがい液、鼻汁 ・便 ・直腸ぬぐい液 ・尿 ・皮膚病巣(水疱内容、痂皮、創傷) ・吐物 ・喀痰 ・気管吸引液 ・陰部尿道頭管擦過物/分泌物 ・結膜ぬぐい液(結膜擦過物、眼脂) ・血液(全血、血清、血漿) ・髄液 ・その他[]								
	・発熱(最高 ℃) ・咳嗽 ・口内・咽頭所見() ・頭痛 ・鼻汁 ・鼻閉 ・唾液腺腫脹、リンパ節腫脹(部位) ・発疹(丘疹、紅斑、バラ疹、水疱) ・胃腸炎(下痢、血便、嘔気、嘔吐、腹痛) ・上気道/下気道炎(咽頭炎、扁桃炎、肺炎、気管支炎) ・肝機能障害 ・黄疸 ・出血傾向※全身のもの ・筋肉痛、関節痛 ・腎機能障害 ・結膜炎、角膜炎、角結膜炎 ・神経系症状(脳炎、脳症、髄膜炎、意識障害) ・その他[] ・尿路生殖器症状(排尿時痛、かゆみ、腫、下腹部痛、コンジローマ)								
転帰	経過観察中、軽快、治癒、後遺症有り、死亡(原因)								
基礎疾患									
発生の状況	・散発 ・地域流行 ・家族内発生 ・集団発生(保育所、幼稚園、小学校、中学校、その他[])								
最近の海外渡航歴	国名	期間	年 月 日 ~	年 月 日					
ワクチン接種歴(当該疾患に係るもの)	(無、有、不明)	最近の接種年月日							
健安研への連絡事項	ワクチン名	年 月 日							
センター記入欄につき ここには記入しないでください。									
(1) 複写 1組6枚(医療機関用)									

別記様式2から6まで（現行のとおり）

別記様式7

別記様式7					月報	
感染症発生動向調査（基幹定点）						
調査期間 令和 年 月 日 ~ 年 月 日			医療機関名: _____			
ID番号	性	年齢 (0歳は月齢)	疾 病 名 *	検体採取部位 **		
1			1 2			
2			1 2			
3			1 2			
4			1 2			
5			1 2			
6			1 2			
7			1 2			
8			1 2			
9			1 2			
10			1 2			

* 疾病名（番号を○で囲む）
1：メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
2：ペニシリン耐性肺炎球菌感染症

** 検体採取部位
複数部位から検出された場合は、
最も重要と考えられる1カ所のみを記載。

別記様式8から74まで（現行のとおり）

別記様式2から6まで（略）

別記様式7

別記様式7					月報	
感染症発生動向調査（基幹定点）						
調査期間 年 月 日 ~ 年 月 日			医療機関名: _____			
ID番号	性	年齢 (0歳は月齢)	疾 病 名 *	検体採取部位 **		
1			1 2 3			
2			1 2 3			
3			1 2 3			
4			1 2 3			
5			1 2 3			
6			1 2 3			
7			1 2 3			
8			1 2 3			
9			1 2 3			
10			1 2 3			

* 疾病名（番号を○で囲む）
1：メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
2：ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
3：薬剤耐性緑膿菌感染症

** 検体採取部位
複数部位から検出された場合は、
最も重要と考えられる1カ所のみを記載。

別記様式8から74まで（略）